

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 3 0 年 1 月 2 6 日 (金 曜 日)		開 議	午 後 2 時 0 0 分
			閉 議	午 後 2 時 5 5 分
出 席 委 員	◎ 齊 藤 ○ 平 本 奥 村 田 中 山 本 福 井 木 曾 西 口 < 湊 議 長 > < 小 島 副 議 長 >			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	片 岡 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、池 永 主 任、山 末 主 事			
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 0 名 (-)

会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

[齊 藤 委 員 長 開 議]

1 議 会 の 活 性 化 (通 年 議 会) に つ い て

[議 事 調 査 係 長 説 明]

< 齊 藤 委 員 長 >

これまで検討してきた内容をまとめた参考資料の通り、改正案を作成することとするがよいか。

< 木 曾 委 員 >

この通りで結構である。

< 福 井 委 員 >

それで結構である。

< 田 中 委 員 >

それで結構である。

< 山 本 委 員 >

それで結構である。

— 全 員 了 —

< 議 事 調 査 係 長 >

最終の改正案等を確認いただいたので、2月8日(木)午後1時30分から記者会見を開き、議長からこの内容を広報いただくこととなるのでご承知いただきたい。

2 3 月 定 例 会 に お け る 一 般 質 問 通 告 期 限 に つ い て

[事 務 局 長 説 明]

< 木 曾 委 員 >

施政方針演説の原稿を事前に配付することについて、事務局と執行部で調整されたが、開会日の2～3日前に配付することは可能であるのか。

< 事 務 局 長 >

3月定例会の開会日の4日前に配付できると執行部から回答を得ている。今回は2月26日(月)が開会日であるので、2月22日(木)には配付できると考えてい

る。

<木曾委員>

そのように対応できるのであれば、通告期限を遅らす必要はないと考える。

<齊藤委員長>

そのように取扱うことでよいか。

—全員了—

3 発言の取消し方法について

[議事調査係長 説明]

<木曾委員>

色々なパターンを考えられており、その中で案2がよいと考える。取消した発言について、情報開示請求があった場合はどうなるのか。

<議事調査係長>

会議録の原本の公開になると考えるが、よく調べて回答させていただきたい。

<木曾委員>

発言したことにより不利益を与えた場合、民事訴訟となる可能性もあるがどう考えているのか。

<議事調査係長>

情報開示請求された場合の対応についても合わせてよく考えていきたい。

<木曾委員>

裁判になった場合、会議録原本が証拠書類として提出されるので、これも含めて慎重に考えていく必要がある。

<福井委員>

案1でよいのではないかと考える。案1と現行方式で違うのは、議会運営委員会に必ず出すというところである。発言を取消す議員と議長が内容を確認すれば問題はない。案2のように発言の取消しを申し出て、採決しない方がよい。発言を取消す議員と議長で話をして、話がかからない場合は議会運営委員会に出せばよいと考える。

<山本委員>

これまでは取消す発言の該当部分がわからない場合があったが、現行方式を維持しつつ議会運営委員会で内容をしっかりと出して、取消しの手続きを進めたらよいと考える。12月定例会で、市長の発言を取消した方法でよいと考える。

<田中委員>

案1でよいと考えるが、会派で諮らせていただきたい。

<齊藤委員長>

会派に持ち帰り、検討していくこととする。

4 市長の提案理由説明における手話通訳の実施について

[事務局長 説明]

<福井委員>

私の認識不足かもしれないが、前回までは3月定例会に条例を提案するので、その提案理由説明をする際に手話通訳を実施すると説明していたのではないのか。

<事務局長>

3月定例会に提案され可決された場合、施行は4月となる見込みであるので、その年度の最初の6月議会から手話通訳を実施するということである。

<奥村委員>

手話通訳を実施するのは、条例があるかないかはあまり関係がないのではないか。

<福井委員>

3月定例会の提案理由説明だけ手話通訳を実施するという話であれば、議員の代表質問にも手話通訳を実施してはどうかと考えていた。6月議会から手話通訳を実施するというのであれば、代表質問がないので言うことが変わってしまう。

<事務局長>

本来であれば手話通訳者は議場に入れず、提案理由説明と議員の質問については、ワイプ機能により対応していくのが本来だと考えている。これについては、予算の関係上実施することは難しい。

<福井委員>

そのことは理解している。会派としてはせめて代表質問だけでも手話通訳を実施することで考えてきた。

<奥村委員>

代表質問ではカメラに写さず、市長の後ろで手話通訳を実施するだけという話でまとめてきた。

<事務局長>

6月議会から市長の提案理由説明だけ手話通訳を実施するという提案であった。そうでなければ手話通訳者が議場を移動することとなる。

<福井委員>

議会としても手話通訳を実施していきたいと考えるが、予算のこともありできなかった状況がある。しかし、今度は市長から手話通訳を実施することを提案するのであれば、議会としても何とかしなければならない。6月から実施するというのであれば、費用がかからない方法等をもう一度考え直さなければならない。3月定例会の代表質問で、議員の質問の時だけ手話通訳を実施するのも1つである。いきなり横から出てこられると、議会としてもたまったものではない。市長が施政方針演説に手話通訳者をつけないのであれば、代表質問につけてはどうかと思うが、最初の話が変わってしまう。

<齊藤委員長>

元々は議会が提案していたことであり、優先して議会に手話通訳者を配置していただくということが議会としての意思であると考えている。

<湊議長>

手話言語及び障害者コミュニケーション条例の提案は、先に議会に相談してほしかった。議員提案する時代だと思う。手話通訳の実施は議会ですべて決めていただければよい。

<木曾委員>

3月定例会に条例提案されるが、6月定例会から提案理由説明に手話通訳を実施するという条例の内容であるのか。

<湊議長>

条例は議決されてから決定されるものである。順序が逆になっており、3月定例会で可決してこの話を出されるべきである。今回に限っては3月定例会で可決された場合に、この話を持ってくるように返答してもよい。

<奥村委員>

条例を可決した場合、否決した場合、どちらの場合であっても、手話通訳を議場で実施するのは別の話であり、3月定例会で実施してもよいのではないか。

<事務局次長>

職員提案による手話通訳実施については、11月の時点でシステムの関係で難しいと回答している。その時は3月定例会で実施するという話もあったが、その後、市長から手話言語及び障害者コミュニケーション条例が議決された後、直近の6月議会から市長の横で手話通訳を実施するという話があったものである。

<齊藤委員長>

市長の提案理由説明だけに手話通訳を実施するということであり、3月定例会の代表質問では実施しないということである。

<事務局次長>

代表質問では手話通訳を実施するということであるが、答弁では実施しないこととなる。答弁で手話通訳を実施する場合、手話通訳者が議場内を移動することとなるので難しくなる。これも含めて検討いただきたい。

<事務局長>

手話通訳については、理事者答弁も含めてワイプ機能により実施するのが本来だと考えている。

<西口委員>

代表質問については、原稿をあらかじめ渡し、質問の部分だけでも手話通訳者を横に配置し、画面の中に手話通訳者も入れて行うことを考えていた。これをテスト的に実施すればよいと考えている。

<湊議長>

今出された意見を私に一度預けていただきたい。事務局と一緒に担当者と話をさせていただきたい。

<木曾委員>

手話言語及び障害者コミュニケーション条例を2月の臨時会で提案し、3月定例会から手話通訳を実施してはどうか。そうすればうまくいくのではないか。

<湊議長>

事務局にも理事者との間に入ってもらっているので、今議会運営委員会が出された意見を私が理事者に伝える中で、検討いただくようお願いしていきたい。少し時間をいただきたい。

<木曾委員>

傍聴席で手話通訳を実施して対応してきたことは事実である。全く対応していないのではなく、依頼があれば必ず対応してきた。こういうことがあったことも念頭に置きながら、話をしていかなければならない。

<齊藤委員長>

この件を議長に一任することでよいか。

—全員了—

<湊議長>

今までの経過、議会の思い、市長の考えも踏まえて話をしたい。方法としては理事者が来て説明するという方法も考えられる。

5 その他

(1) 第1回臨時会について

[事務局長 説明]